

○新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例

平成8年12月6日

条例第43号

目次

第1章 総則(第1条―第6条)

第2章 空き缶等の投棄及び路上喫煙の禁止(第7条・第8条)

第3章 美化推進重点地区等(第9条―第13条)

第4章 罰則(第14条)

第5章 雑則(第15条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、空き缶等が散乱し、及び路上喫煙による被害が発生している現状にかんがみ、これらの防止に関し新宿区(以下「区」という。)、区民等、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、空き缶等の投棄及び路上喫煙の禁止その他必要な事項について定め、もって地域における環境美化の推進と道路等における受動喫煙及びたばこの火に起因する火傷等の被害の防止を図ることにより、快適な都市環境を確保することを目的とする。

(平17条例40・全改)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲料を収納し、又は収納していた缶、瓶その他の容器並びにたばこの吸い殻、チューインガムのかみかす及び紙くずをいう。
- (2) 路上喫煙 道路において、歩行中(同一の場所にとどまっている状態を含む。)又は自転車等の乗車中に、喫煙(健康増進法(平成14年法律第103号)第28条第2号に規定する喫煙をいう。以下同じ。)をし、又は燃焼し、若しくは加熱したたばこを所持することをいう。
- (3) 受動喫煙 他人のたばこの煙(蒸気を含む。)を吸わされることをいう。
- (4) 区民等 区内に居住し、勤務し、通学し、若しくは滞在し、又は区内を通過する者をいう。
- (5) 事業者 区内で事業活動を行うすべての者をいう。
- (6) 土地所有者等 区内に存する土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(平17条例40・一部改正)

(区の責務)

第3条 区は、この条例の目的を達成するため、空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止について、総合的な施策を推進しなければならない。

2 区は、空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止について、区民等、事業者及び土地所有者等に対して意識の啓発を図らなければならない。

(平17条例40・一部改正)

(区民等の責務)

第4条 区民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等を回収容器等に収納し、又は持ち帰ることにより、美化の促進に努めなければならない。

2 区内に居住する者は、自宅及びその周辺において、清掃活動の充実等に努めなければならない。

3 区民等は、この条例の目的を達成するために区が実施する施策に協力しなければならない。

(平17条例40・一部改正)

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動の中で、空き缶等の散乱の防止に心掛けるとともに、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、清掃活動の充実等に努めなければならない。

2 空き缶等の散乱の原因となるおそれのある物の製造、加工、販売等を行う事業者は、その散乱の防止について、消費者に対する意識の啓発その他の必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、その従業員に対し、路上喫煙を行うことがないよう研修その他の適切な方法により、意識の啓発に努めなければならない。

4 事業者は、自己の施設を利用する者に対し、路上喫煙を行うことがないよう区が実施する施策の周知のために必要な措置を講じなければならない。

5 たばこの製造又は販売を行う事業者は、区の求めに応じ路上喫煙対策に取り組むとともに、自主的に喫煙者の喫煙マナーの向上のための意識の啓発その他の必要な措置を講じなければならない。

6 事業者は、この条例の目的を達成するために区が実施する施策に協力しなければならない。

(平17条例40・一部改正)

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地に、空き缶等が捨てられないように、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、この条例の目的を達成するために区が実施する施策に協力しなければならない。

(平17条例40・一部改正)

第2章 空き缶等の投棄及び路上喫煙の禁止

(平17条例40・改称)

(空き缶等の投棄の禁止)

第7条 区民等は、道路、公園、広場、公開空地その他の公共の場所に空き缶等をみだりに捨ててはならない。

(平17条例40・一部改正)

(路上喫煙の禁止等)

第8条 区民等は、路上喫煙を行ってはならない。ただし、区長の指定する場所においては、この限りでない。

2 区民等は、公園、広場、公開空地その他の公共の場所において、自らの喫煙により他人に受動喫煙をさせることがないよう努めなければならない。

3 公園、広場、公開空地その他の公共の場所を管理する者は、受動喫煙の防止のため適切な措置を講ずるよう努

めなければならない。

(平17条例40・追加)

### 第3章 美化推進重点地区等

(美化推進重点地区)

第9条 空き缶等の散乱が著しく、特に改善を図る必要があり、かつ、住民、事業者及び土地所有者等が積極的に環境美化に取り組んでいると認められる地域を美化推進重点地区として定める。

2 前項の美化推進重点地区は、別に新宿区条例で定める。

(平17条例40・旧第8条繰下・一部改正)

(散乱防止計画の策定)

第10条 区長は、美化推進重点地区において、区、区民等、事業者及び土地所有者等が一体となって空き缶等の散乱の防止に関する施策を重点的に実施するため、散乱防止計画を定めるものとする。

2 前項の散乱防止計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 空き缶等の散乱の防止にかかわる区民等、事業者及び土地所有者等への啓発に関する事項

(2) 清掃活動等美化の推進に関する事項

(平17条例40・旧第9条繰下・一部改正)

(美化推進員)

第11条 美化推進重点地区内の商店街振興組合、商店会、町会等は、必要に応じて、その地域内での自主的な美化活動を推進するとともに行政機関との連絡窓口の役割を担う美化推進員を置くことができる。

2 前項の美化推進員を置いたときは、区長にその氏名等を報告するものとする。

(平17条例40・旧第10条繰下・一部改正)

(自動販売機管理者の義務)

第12条 美化推進重点地区内においては、新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例(平成11年新宿区条例第51号)第2条第2項第9号に規定する自動販売機管理者は、当該自動販売機周辺を清潔に保持しなければならない。

(平11条例51・一部改正、平17条例40・旧第11条繰下・一部改正)

(勧告、命令及び公表)

第13条 区長は、前条の規定に違反していることが明らかであるときは、その者に対し、改善するよう勧告することができる。

2 区長は、前項の規定による勧告に従わない者に対し、期間を定めて、必要な改善その他の措置をとるべき旨を命じることができる。

3 区長は、前項の規定による命令を受けた者が正当な理由がなくてその命令に従わないときは、その旨及びその内容を公表することができる。

(平17条例40・旧第12条繰下・一部改正)

### 第4章 罰則

(罰則)

第14条 美化推進重点地区内において、第7条の規定に違反した者は、2万円以下の罰金に処する。

(平17条例40・旧第13条繰下)

## 第5章 雑則

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、新宿区規則で定める。

(平17条例40・旧第14条繰下)

## 附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、第8条第2項で規定する美化推進重点地区を定める条例の施行の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則(平成11年12月6日条例第51号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年6月20日条例第40号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年8月1日から施行する。

(新宿区美化推進重点地区を定める条例の一部改正)

2 新宿区美化推進重点地区を定める条例(平成9年新宿区条例第12号)の一部を次のように改正する。

「新宿区空き缶・吸い殻等の散乱防止に関する条例」を「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」に、「第8条第2項」を「第9条第2項」に改める。

附 則(令和7年3月24日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例の一部改正)